

宮崎学園短期大学における「障害のある学生への配慮および支援」に関する ガイドライン

1 はじめに

全国の大学・大学院において、障害のある学生、障害があることなどを理由に特別な配慮を必要とする学生の在籍数が年々増加する傾向にあります。独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）の調査によれば、平成27年5月1日現在、21,721人の障害のある学生が大学等に在籍しており、これは全学生の0.68%に当たります。平成17年の調査では5,444人、平成22年の調査では8,810人であり、この10年で障害のある学生数は約4倍と急増しています。特に増加が著しいのは、病弱・虚弱、発達障害、精神障害です。これらの急増の要因の一つとしては、障害についての知見が広まり、大学等における障害のある学生の把握が進んだことが大きいと推察されています。大学等が支援を行なっている障害のある学生は11,507人で、全体の学生数の0.36%に当たり、障害のある学生のうち53.0%がなんらかの支援を受けています。なお、障害のある学生が在籍する学校数は880校であり、これは全学校数の74.5%に当たります。それに伴い、各大学においては障害のある学生の受入れや修学支援体制の整備が急務になっています。本学においても発達障害、病弱等の学生が増えつつあり、支援体制の整備が強く求められています。

我が国は平成19年9月、国連の「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」に署名、平成26年1月に批准しました。平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）」が制定され平成28年4月1日より施行となっています。この法律では障害者への不当な差別的取扱いの禁止と障害者に対する合理的配慮の不提供の禁止が盛り込まれており、官公庁や国公立教育機関等においては、それが義務的規定とされています。現在本学では、学修支援推進委員会を中心に、各学科にコーディネーターを配置し、学内外の専門家や専門機関とも連携をとり、合理的配慮の申し出に対応しています。

本ガイドラインは、本学における合理的配慮を必要とする学生に対する支援の基本的方針や教職員が行う配慮についてまとめたものです。

2 障害のある学生への支援の基本方針

- 支援については、障害のある学生・保護者（保証人）から申請に基づいて、成長・自立の妨げにならない範囲で、障害の故にできない部分について必要な支援を行います。
- 授業を担当する特定の教員だけが個別に対応するのではなく、関係部局や事務職員も含め全学で支援します。

- 障害のある学生を一般学生と最初から区別することを前提とするのではなく、一人ひとりのニーズに応じた対応を行います。一般学生と同じ場で学習できるよう環境作りや配慮を行います。
- 成績評価に対し、障害学生の評価基準を下げる必要は無いが、視聴覚等に障害のある学生への情報伝達の方法や試験時間の配分など一人ひとりの障害種や程度によって、不利益を被ることがないように配慮を行います。
- 実習科目や実技科目においては、サポートできる環境（人材及び設備）を整備していくことは必要ですが、すぐには対応できない場合などには、状況を適宜考慮し、単位認定において障害のある学生の不利益とならないような方策を立てます。

3 支援内容

障害のある学生に対する支援内容は学生それぞれで異なるため、担当授業の履修者の中に該当する学生がいた場合は、学生が抱える困難や状況に応じて配慮することになります。また、授業中における支援については、その科目の担当教員が責任を持って実施することになりますが、障害のある学生からの申請に応じてカウンセラーや学科コーディネーター、学修支援推進委員会とも協力して支援体制を整えることになります。

(1) 障害のある学生全般に共通する配慮

①授業全般に対しての配慮

授業や試験についての配慮の内容については、障害のある学生本人、学生の所属する学科と学修支援推進委員会とで協議し、それを授業担当者に伝えます。配慮の内容については、学生の状態や授業の過程に応じて変更されることがあります。

②授業に関する評価

障害のある学生における教育目標の達成度の評価方法については柔軟に行うことが大切ですが、教育目標や公平性を損なうような形で評価基準を変更したり、合格基準を下げたりすることではないことに留意する必要があります。

③通常の授業に対しての配慮

ア. 授業への出席

通常の学生と同様に、授業を受けることが望まれます。ただし、学生によっては特別な配慮が必要な場合がありますので、その際には担当の先生のご協力をお願いします。

イ. 優先席の設置と利用

各教室の前側出入口近傍に、優先席スペースを設けます。肢体不自由のある学生、聴覚障害で声が聞きとりにくい学生、適宜トイレや服薬を必要とする学生には優先席の利用をお勧めください（強制ではありません。利用するかどうかは当該学生の希望によりますが、授業進行上、やむを得ない場合は優先席を指定してください）

④試験に対する配慮

ア. 試験監督

障害のある学生が出席している授業を行っている教員が試験監督をする場合が多いのですが、もし異なる場合には試験監督者に対して、当該学生への配慮を指示する必要があります。

イ. 試験の開始と終了

視聴覚に障害のある学生をはじめとして、開始時と終了時が明確に分からない場合があるため、音声や板書・パネル等の利用によって「始め」や「やめ」の指示が正確に伝わるようにしてください。

ウ. 別室受験

例えば問題文の読み上げが必要となる、筆記に時間がかかる等の理由により他の学生と同室での受験が困難な学生に対しては、同時間帯に別室で受験をする、時間を延長する等の対応が必要となります。

4 ガイドラインの改廃

このガイドラインの改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

本ガイドラインは令和 2年 2月17日から施行する。